



新箕面市人権教育基本方針
(改訂版)

令和6年(2024年)3月

箕面市教育委員会

新箕面市人権教育基本方針改訂にあたって

箕面市では平成 23 年（2011 年）に、「第五次箕面市総合計画」のスタートに合わせて「新箕面市人権教育基本方針」（以下「旧方針」という。）を策定し、人権教育^{*1}を推進してきました。旧方針において掲げてきた理念については踏襲しながらも、この 10 年間で見えてきた成果と課題や著しい社会情勢の変化を鑑み、本市の人権教育を一層推進・充実するために、旧方針を改訂することに至りました。

現行の「学習指導要領」^{*2}では、その前文に、「一人一人の児童（生徒）が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる」と記載されています。変化の激しい時代を生き抜く子どもたちは、「多様性」や「持続可能な社会」をキーワードに、誰もが安心して生きていける未来を切り拓く社会の担い手となることが期待されています。

旧方針を策定してからの 10 年間、学校教育では「つながりの再構築」を軸に人権教育を推進してきました。子ども同士だけでなく子どもたちが「社会」とつながる力を育んできました。これからの時代において誰一人取り残さない社会づくりを担う主体者になっていくためには、これまで育んできた力を基盤に、一人ひとりが、あらゆる分野での人権に関する知識を深め、人権感覚^{*3}を養い、人権尊重の精神に則り行動する力を身につけることが必要となってきます。

今回の改訂では、第一章「人権教育基本方針～人権教育のこころ～」において、この 10 年間での社会情勢の変化や子どもたちに育まれた力、またこれからの社会を生きていくにあたって育みたい力等を整理した上で、本市の人権教育の基本方針を示し、第二章「人権教育推進プラン～人権教育のちから～」では、学校教育や社会教育における人権教育の取組等を示しています。また、本市の人権保育についても、本方針に基づき推進します。

令和 6 年（2024 年）3 月
箕面市教育委員会

目 次

第一章 人権教育基本方針 ～人権教育のころ～	1
人権教育とは	
人権教育をめぐる動向	
子どもを取り巻く環境の変化	
本市の現状	
本市の人権教育基本方針	5
(1) 学校園所におけるあらゆる場面での人権教育の推進	
(2) 子どもたちの豊かな自己実現とよりよい社会づくりへの参画をめざした人権教育の推進	
(3) 市民・地域・行政の協働による人権教育の推進	
(4) 人権教育推進の要となる人材育成の推進	
第二章 人権教育推進プラン ～人権教育のちから～	7
1. 学校園所におけるあらゆる場面での人権教育の推進	7
(1) 子どもと子どものつながり	
(2) 子どもと学校園所のつながり	
(3) 教職員同士のつながり	
(4) 学校園所における人権教育推進体制の整備	
(5) 個別の人権課題	
2. 子どもたちの豊かな自己実現とよりよい社会づくりへの参画をめざした人権教育の推進	15
(1) 学校園所と保護者や地域のつながり	
(2) 子どもと社会のつながり ～つながりをもとに豊かな未来を切り拓くために～	
3. 市民・地域・行政の協働による人権教育の推進	17
(1) 地域での人と人のつながり	
(2) 庁内における人権教育推進体制の整備	
(3) 市民との協働体制の整備	
4. 人権教育推進の要となる人材育成の推進	18
教職員の資質の向上	
資料編	20

第一章 人権教育基本方針 ～人権教育のこころ～

人権教育とは

人権教育とは、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年（2000年））において「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義されています。国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるようにすることを旨とし、発達段階や地域の実態等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ推進されるものです。

学校における人権教育の目標は、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ^{*4}〕」（平成20年（2008年）文部科学省）において、「一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、〔自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること〕ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること」とされています。人権について学び、自分の能力や感覚を高める場所は学校園所だけではなく、人々が多くの時間を過ごす家庭や地域でも、それぞれが人権を尊重し、人権について学びあうことが重要です。「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年（2002年）閣議決定）では、社会教育における人権教育について「社会教育については、生涯学習の視点に立って、学校外において、青少年のみならず、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開していくことを通じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる」と言及されています。

学校教育及び社会教育における人権教育によって、自らの権利や他者の人権を尊重することの必要性を理解することや、様々な課題などについて学び人間尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められています。

人権教育をめぐる動向

国際的な動向

昭和23年（1948年）国連は「世界人権宣言」を採択しました。以降、人権に関する多くの国際条約を採択し、人権が尊重される社会の実現に取り組んできました。

平成27年（2015年）には国連サミットで、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、ここでは「持続可能な開発目標（SDGs）^{*5}」が掲げられています。SDGsは17の目標と169のターゲットで構成されており、誰一人取り残さない持続可能で包摂性のある世界の実現をめざした令和12年（2030年）までの目標となっています。アジェンダの前文において、すべての人の人権の実現やジェンダー平等をめざすことが明記されていることや、17

の目標を People (人間)、Prosperity (豊かさ)、Planet (地球)、Peace (平和)、Partnership (パートナーシップ) の5つの「P」で整理した際の People(人間)に関係する目標を鑑みても、SDGs の目標達成と人権教育の推進には密接な関係があると考えられます。

国内の動向

日本国憲法は、戦争への反省から「主権が国民にあること」、「平和を国の柱とすること」、そして「人権を大切にすること」が国の基本であることを高らかにうたっています。

旧方針策定以降（平成 23 年（2011 年））も国内では、様々な人権に関する法令が制定されています。平成 25 年（2013 年）には、「いじめ防止対策推進法」が施行され、いじめ防止のための対策に関する基本理念が定められました。平成 28 年（2016 年）には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が施行され、不登校傾向にある子どもたちなどの教育機会の確保などに関する施策についての基本理念を定めています。同年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ^{*6}解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」といった個別の人権課題に対する法律が施行されました。

また、令和 5 年（2023 年）には、日本国憲法や児童の権利に関する条約（子どもの権利条約^{*7}）（平成 6 年（1994 年）批准）の精神に則り、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、総合的な政策を推進する「こども基本法」や「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT 理解増進法）」が施行されています。

大阪府の動向

大阪府では、教育の分野において人権教育を総合的に推進するための基本的な考え方、具体的施策の推進方向を明らかにするものとして、「人権教育基本方針」及び「人権教育推進プラン」を平成 11 年（1999 年）3 月に策定（平成 30 年（2018 年）改訂）し、すべての教育活動を通じて、子どもたちの人権が大切にされる学校づくりが進められてきました。令和 4 年（2022 年）4 月には「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」を施行するなど、人権侵害事象防止に向けて多くの取組が継続して行われています。子どもの人権意識・人権感覚の育成のためのさまざまな事例集の作成や、平成 23 年（2011 年）に「大阪府子どもを虐待から守る条例」の制定、平成 26 年（2014 年）に「大阪府いじめ防止基本方針」（令和 4 年（2022 年）改訂）の策定など、人権侵害事象防止に向けて多くの取組が継続して行われています。

本市の取組

本市は、人口の増加に伴う新しい文化と伝統的な文化との調和を大切にし、住宅都市として発展してきたまちです。平成5年(1993年)には「箕面市人権宣言」を採択し、その後も人権に関わる条例を制定するなど、すべての人たちが幸福に暮らすことのできるまちづくりを推進してきました。昭和61年(1986年)から現在に至るまで、市民主体による「みのお市民人権フォーラム^{*8}」が開催されるなど、市民が教育や人権に対して高い関心を持っていることがわかります。

学校園所では、教育委員会が平成23年(2011年)に策定した旧方針や平成15年(2003年)に策定した「箕面市人権保育基本方針」(今回の改訂により新箕面市人権教育基本方針と統合)に基づき、それぞれの子どもの発達段階に応じた人権教育を推進しています。

子どもを取り巻く環境の変化

近年、社会問題となっている子どもの貧困や相対的貧困世帯の拡大は、子どもが教育を受けられる環境にも影響を与えます。学力の低下や将来の就業、所得の額にも影響し、次の世代への貧困の連鎖を引き起こすと考えられます。「箕面市における子どもの貧困に関する実態調査^{*11}」(平成28年(2016年))では、生活困窮度が高い家庭の子どもほど認知能力である学力調査の結果が低くなることや、非認知能力に関するアンケート項目の肯定的な回答が少ないと分析されています。貧困の連鎖を断ち切り、社会から子どもの貧困を減らしていくためには、福祉的な側面からのアプローチだけでなく、学校園所も含めた社会全体での人権教育の推進も必要となってきます。また、子どもの貧困のみならず、家庭の教育力の低下や、子どもに対するネグレクト^{*13}、虐待、いじめ、不登校、体罰、インターネットやSNS(ソーシャルネットワークワーキングサービス)等での人権侵害、ネット依存、引きこもり、ヤングケアラーの問題等^{*14}、子どもたちを取り巻く社会には多くの課題があります。いじめや不登校に関しては、文部科学省の「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」でも、いじめ重大事態の件数や小中学校における不登校の人数は増加の傾向にあると報告されています。不登校やいじめ重大事態については、本市においても増加の傾向があり、喫緊の課題であると捉えています。

また、情報化の進展に伴って、インターネット上でも日常的に人々の交流が行われるようになりました。しかしながら、インターネットが人々のより身近なものになったのと同時に、インターネットやSNS上での人権侵害事象が発生するなど、差別の形はこれまでとは違う新たな形でも表れるようになっていきます。さらに、令和2年(2020年)より始まった新型コロナウイルス感染症の世界的流行においては、学校でもインターネットを活用した授業が実施されるなど、人々の生活様式が一変しましたが、感染症に関わる新たな偏見・差別が起こる事態にもなりました。

学校教育における人権教育の現状

旧方針が策定された平成23年(2011年)から10年以上が経過しました。策定時から「つながり」を紡ぎ直すことを基軸におき、本市の人権教育推進プランに基づき就学前教育及び学校教育、社会教育における人権教育を推進してきました。その結果、市立小中学校・一貫校に在籍の全児童生徒を対象に行っている「箕面子どもステップアップ調査」における生活状況調査アンケートでは、旧方針に基づいた教育活動の中で保幼小中を過ごしてきた中学3年生(9年生)において、「自分にはいいところがありますか」「あなたには気持ちをわかってくれる友だちがいますか」等の質問項目で、策定当時と比べて、肯定的な回答が増えています。「自分にはいいところがある」という項目では15ポイント近く肯定値が向上し、「気持ちをわかってくれる友だちがいる」と回答している生徒も9割を越えるようになっています。また「困ったときに仲間や先生に相談できる」という回答も10ポイント近く肯定値が向上しています。人とのつながる力や、自尊感情が育まれています。

一方で、旧方針策定時から課題として挙げられている項目では「友だち同士のトラブルを自分から進んで解決していこうという姿勢」など改善傾向が見られているものもありますが、「地域行事に参画していくこと」や、「自分の将来を見通すこと」といった地域や社会とつながりを紡いでいくことには依然として課題があります。また、アンケートから見られる定量的な数値が改善しているからと言って、学校園所^{*15}におけるいじめの問題や不登校に関する課題がなくなったわけではありません。自分のもちあじを肯定的に感じるができない子どもたちや、不安や困り感を抱えながら生活を送っている子どもたちがいることを忘れてはいけません。自分の将来を見通すことが難しい子どもたちの様子や、地域・社会に関わる機会が少ない子どもたちの姿からは、学校園所において、社会課題を自分のこととして捉えて主体的に解決していく力をつけていく取組を系統的に進めることに課題があると捉えられます。この課題には近年、教育現場で起きている急速な世代交代も無関係ではありません。これまで本市で蓄積してきた人権教育の経験を、次の世代に引き継ぎながら取組を進めていくことが困難な状況になってきています。学級運営や授業づくりは、いかなる時も人権教育の視点を持って実施する必要がありますが、すべての教職員の意識が十分に育っているとはいえない状況があります。

社会教育における人権教育の現状

本市は、旧方針策定以降も、大人が人権について学ぶことができる場として、PTAと連携した学習会である「イキイキさわやかに学ぶ会」やさまざまな団体等と協働で行っている「みのお市民人権フォーラム」を開催しています。「令和3年度箕面市市民満足度アンケート調

査」では、「あなたは普段、人権についてどのように意識していますか」という質問項目に対して8割以上の市民が「大切なことだと意識している」と回答をしていることから、多くの市民が人権の重要性を認識していることがうかがえます。

一方で同調査において「自他の人権が尊重されていないと感じたことがある」と回答した市民が3割程度いるのも事実です。人権を大切にしないといけないとわかってはいても、すべての人々が安心して暮らすことができているのかもしれませんが、また、「地域活動に参加していますか」や「困ったときに家族以外で相談できる人がいますか」「困ったときに家族以外で行動を起こしてくれる人がいますか」という質問項目に対しても、否定的な回答が2割から5割程度あることから、子どもたちと同様に大人も地域社会に対してつながりを紡ぎきれていない現状が見えます。

就学前教育及び学校教育を修了した後でも、継続して人権について学び、それぞれの地域で人と人がつながれるような取組への支援が必要となっています。

以上の観点に立って、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）等の国際条約、日本国憲法及び教育基本法並びに大阪府、本市の条例及び方針など、さまざまな法令等の趣旨に則り、本市の人権教育を推進するための基本方針を次のように定めます。

本市の人権教育基本方針

(1) 学校園所におけるあらゆる場面での人権教育の推進

市内すべての学校園所で保育や教育活動を進めていくにあたっては、人権について考える授業や活動の時間だけでなく、あらゆる場面で人権教育の視点を取り入れることが欠かせません。

学校園所におけるすべての活動において人権の視点を取り入れ大切にすることで、子どもたちは自分や他者の大切さを認め、互いのつながりを基盤としながら、人権についての確かな知識と人権課題解決のための技能や態度、また、社会の一員としての責任感と行動力を身につけていくことができます。

人権をひとつとではなく自分のこととして捉え、自他を大切にできる子どもたちを育むために、市内すべての学校園所において、あらゆる場面での人権教育を推進します。

(2) 子どもたちの豊かな自己実現とよりよい社会づくりへの参画をめざした人権教育の推進

人権教育を基盤に据えた保育や授業づくり、キャリア教育、進路保障の取組を連綿と紡ぎ上げていくことで、子どもたち一人ひとりが豊かな進路を切り拓き、個々の自己実現へ

*16

向かう力を涵養することができます。同時に、人権教育の取組を積み上げていくことで、個々の自己実現だけでなく、社会の中にある課題に気づき、解決に向けた行動を起こす力を身につけることができます。誰もが安心して暮らすことができるよりよい社会づくりへ参画していく子どもたちの育成につながります。

市内すべての学校園所において、一人ひとりの人権が尊重される環境で、学びに向かう力や社会の中でそれぞれの豊かな自己実現を図る力、人権感覚を基に多様な人たちと協働しながらよりよい社会づくりに参画する力の涵養をめざした人権教育を推進します。

(3) 市民・地域・行政の協働による人権教育の推進

人権課題は、社会の変化とともにさまざまな形で新たに発生する可能性があります。人権課題の解決に向けた人権教育の推進には、就学前や学校教育で学ぶ子どもたちだけでなく、保護者を含めたすべての市民、地域、行政がそれぞれの役割を果たし、ともに進めていくことが大切です。市民一人ひとりが人権について一層深く学び、さまざまな文化や習慣、価値観等を持った人たちが、それぞれの主体性を保ちながら豊かな社会生活を送ることができるよう、地域社会において人権を大切に取る取組を進める必要があります。

教育委員会は、人権教育全般に関わる学校園所だけでなく、市民の学習活動や人権教育に関わる活動を支援し、市民や地域との協働による人権教育を推進します。

(4) 人権教育推進の要となる人材育成の推進

人権教育の推進を図るためには、人権に関する深い認識を基に人権教育を推進することのできる力や子どもを理解する力、また関係機関と連携しながら子どもの成長を促していく力を持つ人材の育成が重要となります。

教育委員会は、人権教育に関わる資質・能力の向上をめざした研修等の充実を行い、豊かな人権教育の「^{*17}こころ」と「^{*18}ちから」を持った人権教育推進の要となる人材の育成を推進します。

第二章 人権教育推進プラン ～人権教育のちから～

1. 学校園所におけるあらゆる場面での人権教育の推進

(1) 子どもと子どものつながり

すべての子どもたちが安心して、学校園所で生活し、人権教育を含む教育活動に主体的に参加していくためには、子ども同士のつながりが必要です。子ども同士が互いのもちあじ^{*15}を理解した上でつながっていくために、学校園所では、子どもが自己肯定感や自己有用感を高め、自他ともに大切な存在であることを実感し、他者のよさを自分の生活や学習に活かそうとする姿勢を醸成する取組を展開していくことが求められます。互いに自らのくらし(思い、生活、背景)やアイデンティティ^{*19}を安心して語ることができ、それを受け止めることができる集団をめざし、系統的な集団づくり、人間関係づくりに取り組みます。

(2) 子どもと学校園所のつながり

子どもたちを誰もが安心して暮らすことのできる社会の担い手として育てていくために、教職員は子どもの今ある姿だけでなく、その子どもの生活背景や成育過程等を含めて理解した上で、教育活動を展開していくことが必要です。

教職員が子どもを「一個の人格を持つ主体」「権利の主体者」として大切にすることは、子どもたちが教職員を信頼して心を開くことや子どもが自分の意見を表明できることにつながります。学校園所は、子どもたちと学校園所に関わる大人たちとの関係づくりに努めます。

① 子どもの人権が尊重された学校園所づくり

子どもたちが学校園所とのつながりを紡いでいくためには、学校園所全体で子どもたちの人権を尊重する取組を推進し、子どもの人権が尊重されている環境のもとで、すべての活動を行うことが必要不可欠です。

学校園所は、特定の時間だけではなく、人権を基盤にすべての保育や教育活動を進め、子どもたちの人権が大切にされた学校園所づくりを推進します。

② 教育課程^{*20}や全体的な計画^{*21}の編成と人権教育カリキュラムの作成

学校園は、教育の推進の根幹となる教育課程、保育所(園)は、保育の根幹となる全体的な計画を人権尊重の視点に基づき編成します。また、子どもと子ども、大人、社会との紡ぎ直しを意図した特色ある人権教育の取組を進めるための人権教育カリキュラムを作成するとともに、さまざまな人権課題に対する子どもの基礎的な知識や人権感覚^{*3}を育む取組を推進します。

③ 人権教育の視点に立った学びの場づくり、キャリア教育、道徳教育の推進

学校園所は、すべての子どもが活動に参画できるよう、発達段階に応じて、人権尊重の視点から学びの場をつくるのが重要です。それぞれの学びの場において、子どもたちが主体的に学ぶことや、仲間とつながっていくことをめざします。

人権教育の視点に立ったキャリア教育や道徳教育の推進も人権教育の推進には欠かすことができません。キャリア教育を通して、子どもが夢や目標を持ち主体的に自己の進路を選択、決定できる力をつけること、働くことを通して自己実現を図るといふ人生観を持てるようにすること、自分の興味・関心や能力を活かし、積極的に集団や社会に働きかける力を育むことをめざします。

道徳教育については、幼児期には園所において、子どもたちが友だちとのさまざまな体験を重ね、自分の感情や意思を表現し、ときには自己主張のぶつかり合いによる葛藤なども経験しながら、互いに理解することができるような体験活動を通して、道徳性が育まれるように推進します。

小学校では平成30年度(2018年度)から、中学校では令和元年度(2019年度)から、子どもたちは、特別の教科として道徳科を学ぶことになりました。子どもたちが一人ひとりの思いや考えかたを大切にしながら、道徳的な価値観に迫り議論を深めていけるような道徳科の授業づくりを推進します。

(3) 教職員同士のつながり

人権教育の取組を推進するには、教職員一人ひとりの考えが互いに尊重されることが大切です。教職員同士が互いのもちあじを理解し人権教育を進める中で、子どもたちにどのような力をつけさせるのか、そのためにはどのような取組が必要かなどについて、意見を出し合いながら進めていくことが必要です。

また、学校園所間、校種間の垣根を越えて、教職員同士が一層つながる必要があります。学校園所は、中学校区としてめざすべき子どもの姿についてビジョンを共有すること、中学校区の子どもの現状を把握すること、目標に向けた校区的カリキュラムを作成することなど、教職員同士のより密な連携を推進することにより、子どもたちのよりよい育ちを支えることをめざしていきます。

① 教職員の関係づくり

人権教育を推進するためには、経験年数や職種を問わず、ともに人権教育を基盤とした保育や教育活動を進めることのできる職場環境づくりが重要です。

学校園所の管理職が中心となりながら、学校園所全体で子どもたちのよりよい成長を願い、人権教育を推進することができる教職員集団をめざしていきます。また、必要に応じて、これまでの人権教育の取組や理念を継承できるような機会も作っていきます。

② 学校園所の連携の推進

人権教育を推進するため、市内すべての学校園所は、本方針を通して、人権教育で子どもたちに育みたい力などの共通認識を図ります。また、より効果的に人権教育を推進していくために、各中学校区内の学校園所では、保幼小中の教職員が、地域の実態に合わせた目標を共有していくなど、連携を深めていきます。中学校区だけの連携に留まらず、学校園所は、子どもたちにとっての学びの場の選択肢の1つである支援学校とも連携を図ります。

(4) 学校園所における人権教育推進体制の整備

学校園所は、地域の実態や子どもの発達段階を踏まえ、人権教育推進計画を年度ごとに作成することや、保育計画内に人権教育を位置づけることで、人権教育を推進します。

学校園所内の人権教育推進の担当部門を組織の中に位置づけ、それぞれの行事や生活指導、生徒指導との取組と連携し、人権教育を進める体制の充実を図ります。

(5) 個別の人権課題

学校園所は、旧方針策定以降、「子どもの人権」「部落問題（同和問題）」「障害者の人権」「在日外国人・多文化共生」「ジェンダー平等」を個別の人権課題の重要項目と位置づけ、「その他さまざまな人権問題」の学習も各校が地域の実態に合わせて行いながら、個別の人権課題の学習を通して、人権感覚を高め、人権尊重の精神に基づいた具体的な行動力の育成をめざした人権教育の取組を推進してきました。

今後も、個々のもちあじを認め合う集団づくりや、自己肯定感を高める取組と併せて、個別の人権課題を通して、子どもたちが人権の意義・内容や重要性について理解することや人権感覚を高めていくこと、また人権課題に対して適切に行動する力を育むことができる取組を推進します。

① 子どもの人権

令和5年（2023年）4月には、日本国憲法や児童の権利条約（子どもの権利条約^{*7}）の精神に則り、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、総合的な政策を推進する「こども基本法」が施行されました。子ども施策の基本理念などが明確にされ、国や都道府県、市区町村など社会全体で子どもや若者に関する取組を進めていくとされています。また今後は、国や都道府県、市区町村が、同法の内容にそって、子どもや若者に関する取組を行っていくとされています。

こども基本法では、その理念に「子どもの基本的な人権が守られ、差別されないこと」や「平等に教育を受けられること」、「自分の意見を尊重されること」、「社会のさまざまな活動に参加できること」などが入っていることを鑑みても、人権教育とも深い関わりがあります。

学校園所は、同法について理解を深めていきます。

また、学校園所は、子どもたちへの人権侵害である体罰はあってはならないことだと再認識し、子どもたちの人権が守られた保育や教育活動を進めます。小中学校においては、校則などのルールを定期的に点検することで、子どもが安心して主体的に学ぶことができる環境を整えます。ルールの作成や改定が必要な際は、子どもの意見が反映されるように努めます。

ア. いじめ

いじめ防止対策推進法（平成 25 年（2013 年））第 1 条では、「いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである」と規定されています。

いじめに関しては、それ自体が人権侵害であり、いじめ防止対策推進法に基づき適切に対応することは当然ですが、いじめ防止のために、まず学校園所で人権が尊重されるような環境づくりを進めていく必要があります。

ただ、いじめを許さない態度を身につけるためには、「いじめはよくない」という知的理解だけでは不十分であり、実際に、いじめを許さない雰囲気浸透する学校園所で生活することを通じて、子どもたちははじめて、いじめを許さない人権感覚を身につけることができます。大人と子どもが、ともにいじめを許さない雰囲気をつくっていくことを含めた、いじめ未然防止の取組を推進します。

また、学校園所は、いじめの未然防止のための取組や雰囲気づくりを行うことはもちろんのこと、いじめの早期発見や早期対応にも努め、人権を侵害する事象に対し迅速かつ適切に対応する体制づくりを推進します。

イ. 不登校

いじめや友人関係でのトラブル、学業の不振、家庭の状況など、多様な理由から学校園所において、長期欠席する子どもたちがいます。

学校園所において、登校や登園所のしにくい子どもたちへの支援は、「欠席をくり返す」といった子どもの状態を見て、「学校に登校する」「園所に登園・登所する」という結果のみを目標にするのではなく、子どもを取り巻く環境も含めて背景や原因を「見立てる」とともに、解決に向けた目標設定と具体的な手立てを考えることが大切です。組織的な対応をしていくためにも、関係機関も含めたチームによる教育相談体制を整え、ケース会議等で、情報を共有しながら「見立て」に基づいた目標を設定し、具体的な手立てを考えて役割分担を行います。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも積極的に連携していくことや、多様な学びの場における子どものニーズに応じた支援を進めるために、ICT 等の活用や教室以外の居場所設置等の工夫、外部機関とも密に連携することを推進します。

また、学校園所にいきづらい子どもたちの数が減少するように、日々の活動や行事、学校

園所での生活で、すべての子どもたちが「行くことが楽しい」「自分の居場所がある」と感じられるような、人権が守られている魅力ある学校園所づくりを推進します。

ウ. 子どもの貧困

日本国内における「子どもの貧困^{*9}」とは「相対的貧困^{*10}」のことをいいます。学校園所は、子どもたちが、どのような家庭で生まれ育っても、安心して社会に出ていけるような進路保障^{*16}の取組や、困ったときに相談することができる集団づくりの取組、また自己肯定感や自己有用感、レジリエンス^{*22}などの非認知能力^{*12}を伸ばしていくことができる取組を推進していきます。

また、学校園所が日々の子どもの状況を把握し、ヤングケアラー^{*14}の問題などが背景にないかなども注視しながら支援制度につないでいけるように、見守りが必要なケースを丁寧に引き継いでいくことや関係機関と連携することを推進します。

エ. インターネットと人権

インターネットを取り巻く環境は、急速に発展してきました。子どもたちも含めて、情報を受信するだけでなく、SNSやアプリケーションを介して自由に、そして容易に発信ができるようになりました。多くの人たちが容易に必要な情報にアクセスできるようになったことや、意見の表明ができるようになったことは素晴らしいことであると考えられます。しかし、インターネットやSNSは利用することのメリットが多々ある一方で、利用するにあたっては危険性もあります。法務省人権擁護局の調査では、令和4年(2022年)のインターネット上での人権侵害事象の処理件数は1,600件あるとされており、近年、高水準で推移しています。

これからの情報化社会を生きていく子どもたちにとっては、インターネットを生活から切り離すことは困難なことです。インターネットやSNSを使用する際には、利便性と危険性を理解することが重要です。また、近年ではインターネットやSNSを使ったいじめ事案も多く起きています。発信を受け取った相手がどう感じるかなど、インターネットやSNSを使ったいじめ事案の防止につながる取組を推進します。

インターネットに関する知識や理解はもちろんのこと、インターネットを通して発信される情報を適切に判断し、フェイクニュースなどといわれるような誤った情報に流されず、安全に活用できる力を身につけることが必要です。そのために、人権学習教材や資料を活用し、正しく情報収集するとともに、人の痛みに気付き、相手に対する想像力を高めるための取組を推進します。インターネット上の人権侵害については、情報化が進む現代社会において、さまざまな人権課題とも深く結びついているとの認識のもと、誰もが差別の加害者にも被害者にもならないような、すべての人の人権が尊重される豊かなインターネット社会を創り続けていくことに向けた学習を推進します。

② 部落問題（同和問題）

平成 28 年（2016 年）に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行されました。同法律では第一条（目的）において「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものである」と明記され、教育的啓発の重要性にも言及しています。

令和 4 年（2022 年）には、偏見や差別を乗り越えるために当事者である人々が中心となって組織された全国水平社が設立されて 100 年が経ちましたが、「部落差別の解消の推進に関する法律」第六条に基づいた調査（平成 29 年（2017 年））や、「人権問題に関する府民意識調査（令和 2 年度）」の結果報告では、住居選択や交際・結婚での差別や、インターネット上での誹謗中傷などの差別が未だに存在することが報告されています。本市においても、部落問題に関わる差別発言や差別投書などの差別事象が、未だに存在している現状があります。

教育現場においては、未だ残る部落差別の解消につながる力を育む教育が部落問題学習と捉え、社会の中で「差別すること」も「差別されること」もなく、子どもたちが問題解決に向けた行動力を育むことができるような取組を推進します。

③ 障害者の人権

平成 28 年（2016 年）に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）では、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することが重要だとされています。

令和 5 年（2023 年）2 月に本市では、「箕面市支援教育方針」を策定しました。学校園所の先には、社会の中でともに暮らしていく未来があることを念頭に、個に応じた教育活動を大切にしつつ、地域で「ともに学び ともに育つ」教育を実施します。互いのことを理解することも大切に、すべての子どもたちの障害理解を促進できる取組を推進していきます。

学校園所においては、障害理解につながる教材の活用や当事者との出会いなどから共生社会をめざした障害理解の取組を推進していきます。同時に、誰もが安心して過ごすことができ、「ともに学び ともに育つ」教育を大切にした学校園所をつくっていくために必要なことについて、教職員だけでなく子ども自身が考えたり、意見を出したりする機会を設定します。

④ 在日外国人、多文化共生

ア. 違いを豊かさに

大阪府には、歴史的経緯から韓国・朝鮮人が多く居住しています。本市をはじめとして大阪府内では、これまでの積み重ねにより、多文化共生の意識向上は進んできています。しかし、特定の人種や民族の人たちを排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが社会的な問題になるなど、在日外国人が安心して暮らすことができない状況も起きています。在日韓国・朝鮮人の中には、差別を回避するため、その意に反して本名ではなく日本名（通称名）で生活せざるをえない人もいるといった問題も未だに存在しています。^{*6}

平成 28 年（2016 年）には、外国人に対する差別的言動の解消を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されました。同法第六条で、「地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする」と明記されているように、学校園所においても、地域の実態に応じて、ヘイトスピーチ解消に向けた取組を行うことが必要です。

学校園所は、外国にルーツのある子どもたちが安心して過ごすことのできる学校園所づくりに取り組み、日本で生まれ育っても、日本に渡ってきた後、日本で生活をしていても、「自分と友だちに違いがあるということは、豊かで素敵なことである」と、多様なルーツを持つ子どもやその周りの子どもたちが、仲間との関わりの中で実感できるような取組、多文化共生教育を通じて、「違い」を「豊かさ」に変えていける子どもたちを育むことを推進します。

イ. 日本語指導が必要な子どもたち

帰国や渡日などの理由によって、学年相当の日本語が未習得のまま日本の中で教育を受ける子どもたちが増加しています。小中学校においてはそのような児童生徒に対して、平成 26 年（2014 年）より「特別の教育課程」による日本語指導が実施されるようになりました。^{*23}

本市においても、日本語の習得が必要な児童生徒に対しては、「特別の教育課程」による日本語指導を児童生徒の状況に合わせて実施しています。

外国にルーツのある子どもを含めて、多様な子どもが集団にすることで、自他の存在を互いに尊重し、「違うことの豊かさ」を多く学ぶことができます。学校園所は、帰国や渡日の子どもたちに対しては、日本語指導等の必要な支援を行いながら、その子どもたちの得意なことやできることに注目し、集団の中で互いに認め合う機会を設定します。

また、外国にルーツのある子どもたちの保護者の中には、日本の学校を経験していない場合もあります。中学校卒業後の進路について、外国にルーツのある子どもたちが展望を持ち、進路を切り拓いていくために、学校園所と保護者、そして子どもたちが丁寧に話をしていく

必要があります。中学校においては、大阪府が各地区ごとで行っている「多言語進路ガイドンス^{*24}」への積極的な参加を呼びかけるなど進路についての情報をお互いに共有できる状況を学校側からつくるのが大切です。また、帰国・渡日生徒や日本語指導が必要な子どもを対象としている入試制度を進路指導の担当者等が正確に把握することに努めます。

⑤ ジェンダー平等

ア. 男女協働参画の視点から

男女協働参画における調査の中で、スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が算出しているジェンダーギャップ指数^{*25}を見ると、日本国内では、「男女」が完全平等とは言えない状況が続いています。令和5年（2023年）のジェンダーギャップ指数は146カ国中125位となっており、とりわけ先進国の中では最低レベルとなっています。教育や健康に関しては、ほぼ性別による差はないとされている一方で、経済的な面、政治参画の面では大きな差があるとされています。

男女協働参画の課題は女性だけの問題ではありません。性別による役割分担意識の解消や、すべての人を対象とした長時間労働の抑制などの見直しによって、生きかたや働きかたが制限されないことが重要です。

学校園所は、性別に関わらず、一人ひとりが自分の生きかたを選択する環境づくりについて考えられる取組を推進します。一人ひとりが、自らの意思によって社会の中で活躍することができるという展望を持てるような取組を就学前から中学校卒業まで積み重ねていきます。

イ. 性の多様性の視点から

性の在りかたは人それぞれ異なります。価値観や考えかたの広がりを持って、さまざまな性の在りかたが存在することを当たり前のこととし、それに対応できる社会を築いていくことが必要です。令和5年（2023年）6月23日に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が施行されました。誰もが自分らしく生きることができる社会を実現するために、多様な性について正しい理解が求められています。

性については誰もが当事者であり、誰もが自分のこととして考える必要がある問題です。学校園所でも性の多様性に関する理解を進めるための教育・啓発等を行うとともに、性的マイノリティの子どもたちにとって適切な環境整備を推進します。

⑥ その他さまざまな人権

人権をめぐる課題は、このほかにも「高齢者」、「アイヌの人々」、「HIV感染者・ハンセン

病患者等」、「北朝鮮当局による拉致問題等」、「刑を終えて出所した人」、「犯罪被害者等」などがあります。これらの人権課題はもちろんのこと、新型コロナウイルス感染症の流行に伴って発生した差別の問題や、法務省の「令和5年版人権教育・啓発白書」（令和5年(2023年)）でも言及されている保護者の信仰に起因した子どもの悩み（いわゆる宗教2世・3世と呼ばれる子どもや若者が抱える様々な悩み）の問題など、新たに発生している問題に対しても、学校園所の実情にあわせて取組を積み重ね、人権問題の解決に向けて積極的な態度を育成していくことを推進します。

2. 子どもたちの豊かな自己実現とよりよい社会づくりへの参画をめざした人権教育の推進

(1) 学校園所と保護者や地域のつながり

子どもたちは、学校園所だけでなく、多くの時間を家庭や地域社会において過ごしています。子どもたちが生活の基盤を置く家庭や地域において、学習の成果を肯定的に受けとめる環境が十分に整っていないければ、人権教育の各取組が子どもたちの知的理解の深化や人権感覚の育成へと結びつくことは容易ではありません。

人権教育が子どもたちの生活に根ざしたものとなるためには、保護者や地域の連携が非常に重要なものとなります。学校園所は、教職員と保護者や地域がつながることにより、人権教育が一層広がりや深まりを増すよう、地域に開かれた人権教育を推進します。

① 保護者や地域に向けた人権教育の取組の説明と連携

学校園所は、保護者や地域と協働した取組を進めるために、日頃から学校園所での人権教育について広報するとともに、保護者や地域と意見交換を行い、学校園所の取組に活かしていきます。

また、人権教育の目的を保護者や地域に説明し、それぞれの思いを受け止めながらともに取組を進めます。保護者や地域の人をゲストティーチャーとした人権教育やキャリア教育の取組、地域で活動をされている人たちから生きかたを学ぶ取組、校区の探検や地域のフィールドワークをする過程で地域に住んでいる人から思いを聞き取る取組など、各地域の実態に応じながら、保護者や地域の人と協働で行う取組や保護者とともに人権について考える人権参観、懇談を推進します。

② 保護者支援

家庭は、乳幼児期から豊かな情操と思いやり、善悪の判断など人間形成の土台や資質となる力を育む大切な場です。豊かな人権感覚の育成には、保護者自身が偏見を持たず、差別をしない姿勢を子どもに示していくことが必要です。そのために、家庭においても子どもと保

護者が互いの人権を尊重することが重要です。

教育委員会はPTAとも連携し、人権教育推進学習会「イキイキさわやかに学ぶ会」への参加を、ウェブ会議システムも活用しながら促していきます。それを通じて、保護者や地域の人たちの人権尊重の意識を一層高め、保護者が人権に対する正しい知識を学び、人権感覚を高める機会を提供していきます。

学校園所は、家庭教育の向上を図るため、保護者の子育ての悩みや不安に寄り添い、応えていくことを通じて、家庭教育の支援を推進していきます。

③ 学校園所と被差別の立場にある人や人権に関わる活動を行う人たちとの連携

教職員が自身の人権感覚を高め、人権を基盤にした取組を進めるためには、被差別の立場にある人や生きづらさを感じる立場の人など多様な立場の人たちとの出会い、つながりが不可欠です。教職員自身が差別の現実から学ぶことで、子どもの学びがより深まる指導ができるようになります。また、子どもたちが社会の中で人権意識の高い行動を起こしていく力を涵養していくために、被差別の立場にある当事者の人たちや人権に関わる活動を行う人たち、また地域で活動するNPO法人などの団体との協働による参加体験型の人権学習の取組を推進します。

(2) 子どもと社会のつながり ～つながりをもとに豊かな未来を切り拓くために～

令和5年(2023年)6月に閣議決定された「教育振興基本計画」では、2040年以降の社会を見据えた教育政策における総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイング^{*26}の向上」が掲げられています。未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていくことや、多様な個人が幸せや生きがいを感じられるように、教育を通じて日本社会に根差したウェルビーイングの向上を図っていくことが求められています。

日本社会に根差したウェルビーイングの要素である「学校や地域でのつながり」や「協働性」「多様性の理解」「サポートを受けられる環境」「社会貢献意識」「自己肯定感」「自己実現」等の教育を通じた向上をめざし、子どもたちと社会をつなげる人権教育の取組を就学前から紡いでいくことが大切です。乳幼児期から自分や友だちのもちあじを出発点に地域とつながることをはじめとし、発達段階に応じて、地域から社会へと視野を広げながらの活動が必要です。学校園所は、学んだことを活かして、個々の豊かな未来を築き、よりよい社会づくりに参加していく子どもを育てることをめざします。

子どもたち一人ひとりが豊かな未来を切り拓いていくには、人とのつながりが欠かせません。子どもたちは自分たちの住む地域をフィールドに、多様な人たちと出会い、思いに触れ、自分の世界を広げていきながら、豊かな未来を切り拓くための力を高めていきます。そして、

社会の中での豊かな自己実現をめざしながら、同時に持続可能な社会づくりに参画する意識を向上させていきます。子どもの育ちに応じた系統的な取組を中学校区の学校園所で連携しながら推進します。

3. 市民・地域・行政の協働による人権教育の推進

(1) 地域での人と人のつながり

現代社会がめまぐるしく変化する中、積極的な社会参加を促す取組の必要性が高まっており、これまでも増して生涯にわたる学習機会の提供が求められています。その中でも、人権をはじめとする学習活動を通じて、人がつながり、人権意識や人権に関する取組が広がっていくことは不可欠です。教育委員会は、いつでも誰でも自身のライフステージに応じて学ぶことのできる機会の提供や自発的な学びの支援を行います。

また、子どもの教育に家庭や学校だけでなく地域も関わることは、子どもの地域への愛着や、地域の人との関係づくり、コミュニティの大切さについての理解等の促進につながります。

① いつでも誰もが学べる機会の工夫

人権について学ぶさまざまな機会の確保と併せて、よりよく学ぶための方法や参加を促す広報の工夫等が必要です。特に豊かな人権感覚を育むためには、すべての市民が地域で人とつながる体験的な学びが重要であるため、これらに留意し、生涯学習機会を確保することが重要です。すべての市民が主体的に必要な学習に取り組めるよう支援します。

② 人権教育の広がりのための取組の推進

ニーズに応じた学びの提供だけでなく、学んだ人がその成果を活かして活動することは、人権が大切にされた社会の実現にはかせません。地域で人権教育を進めるためには、市民や団体が協力し、つながりや活動を広げていくことが重要です。個々の活動の活性化を図り、相互につながるための支援や人材の育成を推進します。

③ 地域の中で子どもと地域の人をつなげる取組の推進

子どもが地域のコミュニティに位置づき、地域の人たちとつながるためには、つながりを生み出す機会をつくることやそれを活用した取組が必要です。青少年を守る会等がイベントや地域行事を開催するなど、子どもたちと地域の人をつなげるための取組が市内各地で行われています。地域の大人が「子どもと地域の人をつなぎ直す」という意識を強く持って、子

どもの自主性や主体性を尊重し、参画を促すことが必要です。

(2) 市内における人権教育推進体制の整備

教育委員会は、市内の人権について横断的に調整を行う組織である箕面市人権行政推進本部会議のもと、市長部局とも連携し人権教育を総合的に進めています。広く市民や人権関係団体、教職員から構成する箕面市人権教育推進会議を開催・運営し、教育委員会の人権教育の取組状況の分析や、今後の課題についても助言をいただきながら取組を進めます。

(3) 市民との協働体制の整備

地域で人権教育を進めていくためには、子どもを育てる保護者と市民や団体が互いに協力し、つながっていくことが大切です。教育委員会は、地域単位で子ども・教育・人権に関わる活動を行っているPTA、青少年を守る会、保護者会等の組織、人権擁護委員、民生委員・児童委員等のほか、人権関連団体、NPO法人、市民グループ等が互いに交流・連携することを支援します。

4. 人権教育推進の要となる人材育成の推進

教職員の資質の向上

人権教育を確実に推進していくには、教育に関わるすべての人が主体的に関わりを持つことが重要です。その中でも、学校園所で直接子どもに関わる教職員の役割は重要になります。教職員の資質向上のため、実践的な指導力を身につけるのはもちろんのこと、人権及び人権問題に関する深い認識のもと、人権感覚を磨き、人権意識を高めるための研修の充実を図るとともに、支援体制の充実を図ります。

① 研修の充実

教職員が、子どもをその背景を含めて理解したり、関係機関と適切に連携しながら子どものよりよい成長を促したりできるよう、人権教育に関わる資質・能力の向上に資する研修を計画的に実施します。また、研修において、人権尊重の基礎や基本の理念を学び、人権に関する確かな知識を身につけます。さらに、個別の人権課題についての認識を深め、マイノリティの立場にある人たちの思いを受け止める感性を磨くとともに、いじめや差別、偏見を許さない人権意識の向上をめざします。

② 教職員支援体制の充実

人権教育の取組を計画する際には、集団の様子や子どもたちの持つ背景などを考慮した上

で、これまで市内や大阪府内で引き継がれてきた取組や人権教育に関わる資料を参考に計画を作成していく必要があります。

その際に教育委員会は、教職員が人権に関する必要な情報を入手でき、指導方法の相談等ができるように、支援していきます。また、取組計画の指導助言など相談機能の充実、教職員によって運営されている人権教育研究団体（箕面市人権教育研究会、箕面市在日外国人教育研究会）との連携などにより、実践を通して教職員の資質が向上するように学校園所を支援します。

資料編

1. 他の計画との関連

「箕面市教育大綱〈2021－2024〉」（令和3年（2021年））

これから多様性のある社会を生き抜くすべての子どもたちにとって、自ら学び、課題を見つけ、問題を解決していくための「生きる力」や、自分の意見を表現でき、他者のことも認めることができる「つながる力」が大切です。この「生きる力」と「つながる力」をしっかりと伸ばすために、個別最適な学びと、社会とつながる協働的な学びの実現を図りながら、これからの社会の創り手となる児童生徒の育成を行います。（一部抜粋）

新箕面市
人権教育基本方針
(改訂版)

第四次箕面市子どもプラン

箕面市いじめ防止基本方針

箕面市支援教育方針

箕面市生涯学習指針

箕面市子ども読書活動推進計画

箕面市スポーツ振興指針

箕面市スポーツ振興計画

箕面市人権のまち推進基本方針

2. これまでの経過

昭和 44 年 (1969 年)	箕面市同和教育基本方針※昭和 60 年(1985 年)に再整備
昭和 57 年 (1982 年)	箕面市障害児教育基本方針
平成 4 年 (1992 年)	箕面市在日外国人教育の指針
平成 5 年 (1993 年)	箕面市人権宣言
平成 11 年 (1999 年)	箕面市人権施策基本方針
平成 12 年 (2000 年)	【国】人権教育啓発推進法 ①箕面市人権教育基本方針
平成 16 年 (2004 年)	箕面市人権のまち条例
平成 17 年 (2005 年)	箕面市人権のまち推進基本方針
平成 20 年 (2008 年)	【国】人権教育の指導方法等の在り方〔第三次とりまとめ〕 ②箕面市人権教育基本方針(改訂)
平成 23 年 (2011 年)	箕面市人権のまち推進基本方針 (改訂) ③新箕面市人権教育基本方針
平成 28 年 (2016 年)	【国】障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法 部落差別解消推進法
令和 5 年 (2023 年)	箕面市人権のまち推進基本方針 (改訂)
令和 6 年 (2024 年)	新箕面市人権教育基本方針 (改訂)

①平成12年(2000年) 箕面市人権教育基本方針

教育委員会では、昭和44年(1969年)の「箕面市同和教育基本方針」、昭和57年(1982年)の「箕面市障害児教育基本方針」、平成4年(1992年)の「箕面市在日外国人教育の指針」に基づき、人権教育を推進してきたが、平成12年(2000年)に、これら3つの方針を受け継ぎ、新しい人権教育に関する理念と実践の土台を作るという趣旨で「箕面市人権教育基本方針」を策定した。

②平成20年(2008年) 箕面市人権教育基本方針(改訂)

「基本方針」策定後、「教育基本法」の改正(平成18年(2006年))や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の策定(平成12年(2000年))、それに基づく国の「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定(平成14年(2002年))や「人権教育の指導方法等の在り方(平成16年(2004年))」が発表されたことなどを踏まえ、社会情勢の変化等も含めた時点修正を行い、「箕面市人権教育基本方針(改訂版)」とした。

③平成23年(2011年) 新箕面市人権教育基本方針

平成23年度(2011年度)から「第五次箕面市総合計画」が始まることや、新学習指導要領が小学校で実施されることを踏まえ、本市の人権教育をさらに推進、充実するために、「新箕面市人権教育基本方針」を策定した。

3. 用語集

- (1) 人権教育
- (2) 学習指導要領
- (3) 人権感覚
- (4) 人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕
- (5) 持続可能な開発目標（SDGs）
- (6) ヘイトスピーチ
- (7) 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）
- (8) みのお市民人権フォーラム
- (9) 子どもの貧困
- (10) 相対的貧困
- (11) 箕面市における子どもの貧困に関する実態調査
- (12) 非認知能力
- (13) ネグレクト
- (14) ヤングケアラー
- (15) もちあじ
- (16) 進路保障
- (17) 人権教育の「こころ」
- (18) 人権教育の「ちから」
- (19) アイデンティティ
- (20) 教育課程
- (21) 全体的な計画
- (22) レジリエンス
- (23) 「特別の教育課程」による日本語指導
- (24) 多言語進路ガイダンス
- (25) ジェンダーギャップ指数
- (26) ウェルビーイング

(1) 人権教育

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第 2 条)を意味し、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」(同法第 3 条)にすることを旨とするものである。

人権教育の四側面

人権教育には四つの側面があると言われている。「①子どもたち一人ひとりが学ぶことができる機会があるか」「②人権というテーマに向きあえているか」「③子どもたちの思いや願いを大切にされた過程になっているか」「④よりよい社会づくりにつながるものであるか」と言った四側面を授業づくりや実践を振り返る指標としている学校園所もある。

①人権としての教育 (学習機会) (education as human rights)	「教育を受けること自身が人権である」という観点に立って、すべての人々に教育機会があるかを考えること
②人権についての教育 (学習内容) (education about human rights)	個々が有する権利や個別の人権課題など人権について学習をすること
③人権が大切にされた教育 (学習過程) (education through human rights)	人権教育はその学習過程そのものも人権が守られた状態で展開されるべきことを述べたもの
④人権をめざす教育 (学習目的) (education for human rights)	教育の結果として人権を守り育てる意識を育てていくこと。教育の目的に焦点を当てた概念

(2) 学習指導要領

「学習指導要領」とは、全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程(カリキュラム)の基準。およそ 10 年に 1 度改訂されており、子どもたちの教科書や時間割等は、これを基に作られている。現行の学習指導要領は平成 29 年(2017 年)3 月に改訂されており、幼稚園学習指導要領が平成 30 年度(2018 年度)から、小学校学習指導要領が令和 2 年度(2020 年度)から、中学校学習指導要領が令和 3 年度(2021 年度)から全面実施されている。

現行の学習指導要領では、子どもたちに必要な力が三つの柱(①学びに向かう力、人間性②知識及び技能③思考力、判断力、表現力)として整理され、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、すべての教科で三つの柱に基づく子どもたちの学びを後押しするものとなっている。

(3) 人権感覚

人権の価値やその重要性に鑑み、人権が尊重され、実現されている状態を感知して、これ

を望ましいものと感じ、反対にこれが侵害されている状態を感知してそれを許せないとするような価値志向的な感覚。人権感覚は、価値観、態度、スキルの学習によって高められる。

(4) 人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕

文部科学省「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」が平成20年（2008年）に発出し、人権教育の指導方法などの在りかたを指し示したもの。令和3年（2021年）、令和4年（2022年）、令和5年（2023年）には補足文書が出され、変化の激しい現代社会に合わせた人権教育の推進の必要性にも言及されている。

(5) 持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、平成13年（2001年）にまとめられたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27年（2015年）9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

(6) ヘイトスピーチ

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動のこと。ヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、一人ひとりの人権が尊重され、豊かで安心できる成熟した社会の実現をめざす上で、こうした言動は許されるものではない。大阪府は、令和元年（2019年）11月1日、ヘイトスピーチをなくし、すべての人がお互いに違いを認めあい、尊重しあう共生社会づくりをめざして、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」（「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」）を施行している。

(7) 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

「児童の権利に関する条約」は、平成元年（1989年）11月20日に第44回国連総会において採択された。日本は、平成2年（1990年）9月21日にこの条約に署名し、平成6年（1994年）4月22日に批准した。同年5月22日から効力が生じている。

子どもの権利条約には、4つの原則（①生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）②子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）③子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）④差別の禁止（差別のないこと））があり、この4つの原

則は「こども基本法」にも取り入れられている。

(8) みのお市民人権フォーラム

学校園所・行政・PTA・企業・人権関係団体など多くの人たちとともに「夢と好奇心・まちと生活と人間を大切にする、豊かな箕面を創造するため、人と人との出会い、互いに認めあえる、多様な人権尊重の市民運動を発展させよう」をテーマに、昭和61年(1986年)「第1回いっさいの差別を許さない箕面教育・保育研究集会」としてスタートし、第12回からは「みのお市民人権フォーラム～いっさいの差別を許さないために話す、語る、伝える、分かち合う～」と改称している。フォーラムでは、いっさいの差別を許さず、人間が人間としていきいきと生きていくことについて探っていくことを大きなテーマとして、現在まで続いている。

(9) 子どもの貧困

子どもの貧困とは相対的貧困にある18歳未満の子どもの存在及び生活状況のことを指す。平成25年(2013年)に成立し、翌年に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(令和5年(2023年)4月改正)では、「子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにする」ことを目標として子どもの貧困対策を総合的に推進していくとされている。わが国の実に7人に1人の子どもが貧困状態にあると言われている。

(10) 相対的貧困

相対的貧困とは、その国の等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分に満たない世帯のことを指す。

(11) 箕面市における子どもの貧困に関する実態調査

箕面市の子どもの貧困実態や、貧困と学力等の関係を把握するために大阪府立大学山野則子教授に委託し、平成28年(2016年)に調査を行った。箕面市ではこの調査結果をもとに、「貧困の連鎖」根絶に向け、見守りシステムによる判定ロジックの構築や、0歳から18歳まで切れ目なく見守るための支援の検討を行った。

(12) 非認知能力

IQや学力考査の点数など数値で測ることのできる能力が認知能力であると言われることに対して、数値として表すことの難しい内面的なスキルを指す。「中央教育審議会初等中等教育分科会幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会－第2回会議までの主な意見等の整

理一」(令和3年(2021年))においては、「主に意欲・意志・情動・社会性に関わる3つの要素(①自分の目標を目指して粘り強く取り組む、②そのためにやり方を調整し工夫する、③友達と同じ目標に向けて協力し合う。)からなる」と整理されている。

困難から立ち直るための力や自己有用感、自己肯定感、また他者とつながるための力なども非認知能力として挙げられる。

(13) ネグレクト

保護者としての監護を著しく怠ること。子どもに対する、遺棄、衣食住や清潔さについての健康状態を損なう放置(栄養不良、極端な不潔、怠慢ないし拒否による病気の発生)、学校へ行かせないことなどを指す。

(14) ヤングケアラー

令和5年(2023年)現在、法令上の定義があるわけではないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを大人の代わりに日常的に行っている子どもとされている。食事の準備や掃除や洗濯といった家事、見守り、きょうだいの世話、感情面のサポートを担うことが多いとされ、本当なら享受できたはずの、学習に取り組む時間、部活動に参加する時間、将来に思いを巡らせる時間などと引き換えに、家事や家族の世話をしていることがある。令和2年度(2020年度)に行われた厚生労働省の調査では、世話をしている家族が「いる」と回答した中学2年生は5.7%となっており、これは回答した中学2年生の17人に1人が世話をしている家族が「いる」と回答したことになる。

(15) もちあじ

その人を構成するすべての要素を指す。教育現場では、自己認識を促したり自己と他者との違いを肯定的に捉えたりすることを目標として、もちあじを扱う多くの実践がされている。

(16) 進路保障

単に子どもたちの進路を決定することやそれに向けた斡旋や指導をすることを指すのではない。人権教育の基本的な視点を踏まえ、子どもたち一人ひとりが、個々の力を発揮できる進路を選択していくとともに、自分の進路に向きあうための力や進路選択後の将来を切り拓くための力をつけていくことも含め、子どもたちの自己実現に向かう教育活動全体を指している。

子どもたち一人ひとりの将来のために、「今どんな力を付けることが必要なのか」「どういう力を育てなければならないのか」を考えることが、取組を推進していくための大切な視点となる。この視点は、中学校のみで意識されることではなく、教育に関わるすべての大人たちが意識する必要がある。

(17) 人権教育の「こころ」

「新箕面市人権教育基本方針」策定時（平成23年（2011年））から大切にされている言葉。人権教育を推進するとともに、人権が大切にされた社会をつくるために指導する側の「こころ」（心意気、なぜ人権教育をしていくのか、なぜ人権学習をするのか）の部分の醸成も必要ではないのかという論議から「こころ」というワードが生まれた。あわせて、子どもたちだけでなく、人権教育の取組を実施する大人においても「こころ」を育てていきたいと考えている。

(18) 人権教育の「ちから」

人権教育の「こころ」と同様に「新箕面市人権教育基本方針」の策定時から大切にされている言葉。指導者や子どもたちが醸成してきた人権教育の「こころ」をもとに、学んだことを実践につなげる「ちから」に変えていってほしいという経緯から生まれている。人権学習、人権教育を一方向的に受け取るのではなく、指導する側は取組を考えていく中で「ちから」をつけ、指導を受ける側は取組を通して変容していく中で自分の「ちから」を高めてほしいと考えている。

(19) アイデンティティ

自分が自分であること、さらにはそうした自分が、他者や社会から認められているという感覚のこと。また、これがないと自分ではないと思う属性や特性などを指す。

(20) 教育課程

学校や幼稚園、認定こども園の教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子どもの心身の発達や地域の実態等を踏まえ、各校園で編成されるものである。

令和2年(2020年)及び令和3年(2021年)より全面実施された小学校(中学校)学習指導要領の総則において、「教育課程の意義については様々な捉え方があるが、学校において編成する教育課程については、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童(生徒)の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画であると言ったことができ、その際、学校の教育目標の設定、指導内容の組織及び授業時数の配当が教育課程の編成の基本的な要素になってくる」と記載されている。また、幼児教育要領において、「各幼稚園においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする」と記載されている。

(21) 全体的な計画

児童福祉法及び関係法令、保育所保育指針、児童の権利に関する条約等と各保育所の保

育の方針を踏まえ、入所から就学に至る在籍期間の全体にわたって、保育の目標を達成するために、どのような道筋をたどり、養護と教育が一体となった保育を進めていくのかを示すものである。

平成30年(2018年)に施行された保育所保育指針においては「各保育所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない」「全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない」「全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない」と記載されている。

(22) レジリエンス

回復力や復元力、弾性などと訳される単語であるが、教育においては、困難な状況や不利な環境にうまく適応するための力や、気持ちが落ち込んでいる状態から回復するための力を表すことが多い。

(23) 「特別の教育課程」による日本語指導

「特別の教育課程」による日本語指導は、児童生徒が学校生活を送る上や教科等の授業を理解する上で必要な日本語の指導を、在籍学級の教育課程の一部の時間に替えて、在籍学級以外の教室で行う教育の形態のこと。これは、学校教育法施行規則第五十六条の二、第七十九条、第百八条及び第百三十二条の三に基づき、小学校、中学校等で行われるものとなっている。

※「特別の教育課程」については、日本語指導以外にも、学校教育法施行規則第百三十八条において、「小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる」と規定されている。

(24) 多言語進路ガイダンス

大阪府が府内の各地区で開催している「日本の高校入試制度や学校生活などについての多言語による情報提供及び個別相談」のこと。実際に府内の高校に通う先輩からの体験談なども聞くことができる。

(25) ジェンダーギャップ指数

スイスの非営利団体「世界経済フォーラム」が「The Global Gender Gap Report」内で、発表している各国における男女格差を測る指数。この指数は、「経済」「教育」「健康」「政治」の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示す。日本の総合スコアは、令和4年(2022年)が116位(146か国中)、令和5年(2023年)が125位(146か国中)となっており、先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中では韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果となっている。

(26) ウェルビーイング

ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもので、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念を指す。ウェルビーイングは文化や考えかたによってさまざまな捉えかたがあり、日本社会に根差したウェルビーイングの要素として「幸福感（現在と将来、自分と周りの他者）」、「学校や地域でのつながり」、「協働性」、「利他性」、「多様性への理解」、「サポートを受けられる環境」、「社会貢献意識」、「自己肯定感」、「自己実現（達成感、キャリア意識など）」、「心身の健康」、「安全・安心な環境」が挙げられている。

箕面市人権宣言

わたしたち、みのお市民は、みどり豊かなわたしたちの街をよび愛しています。この街住み、この街で暮らすすべての市民がたれごととして「人権」を踏みじられ、涙をこぼすことがあつてはならないと願っています。わたしたちはそのために、引きも切らずに続く「いんげん」を否定することから、しっかりと向き合、それをなくすために行動したいと考えています。このように、愛すること、願うこと、考えること、行動することは、みのお市民のたからかな誇りです。わたしのために、あなたのために、みんなのために、にんげんの街みのおを育てます。日本国憲法のところ、市民の風で、この箕面市を「人権の街」として宣言します。

平成五年（一九九三年）十月二十日

箕面市

印刷物番号

5-19

発行：箕面市教育委員会事務局

子ども未来創造局人権施策室

〒562-0015 大阪府箕面市稲1-14-15

TEL：072-724-6921 FAX：072-725-8360

Email：edujinken@maple.city.minoh.lg.jp